

# 資産運用業に係る海外動向等の調査部会

サブグループ:資産運用会社のフィデューシャリー・デューティーとファンドのガバナンス

## 中間報告

2016年10月19日

# 米国～ファンドボードを中心としたガバナンス

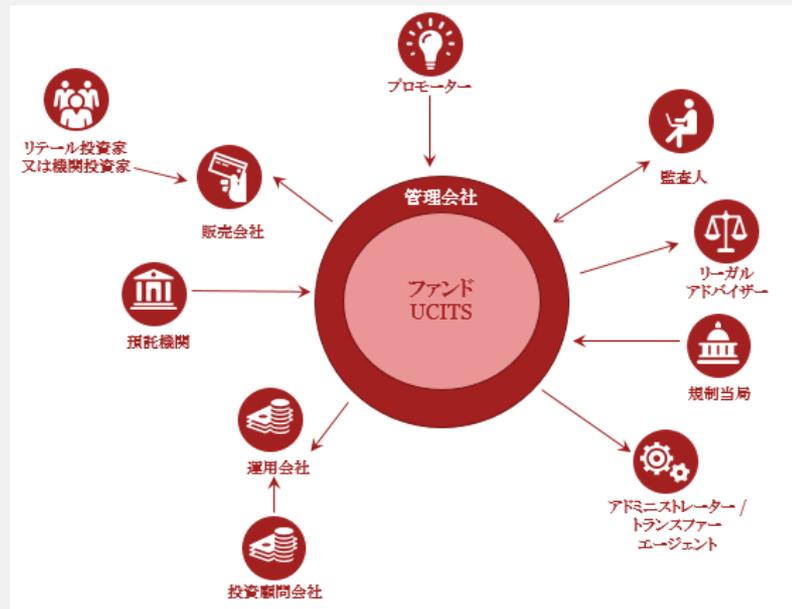


- ファンドサイズが大きい～  
ファンド当たり平均運用資産額(米国:1,792億円。日本:130億円)。
- ファンドボードの役割～  
投資顧問契約、証券保管契約、販売契約の承認。ファンドパフォーマンス、利益相反取引の監視。
- ファンドボード運営コスト～  
取締役の責任範囲拡大。訴訟リスク。

# 欧州～プレイヤー間の相互牽制によるガバナンス

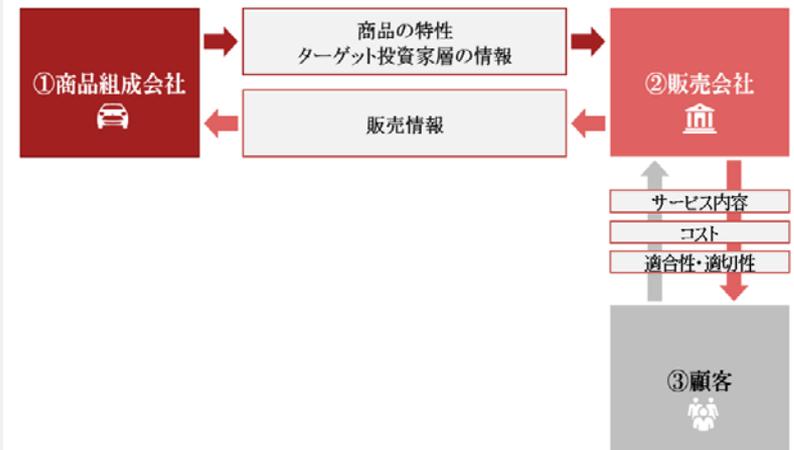
## ファンド運営に関するガバナンス

管理会社を中心に、各プレイヤーが役割分担しながら、相互牽制を図る仕組み



## 商品設計・販売に関するガバナンス (プロダクトガバナンス)

顧客の利益に資する商品の提供に際し、販売会社だけに任せるのではなく、商品組成会社もモニタリングする仕組み



## 今後検討すべき課題

1. 受益者、運用会社、販売会社の利益調整

2. 行動規範策定の是非

3. 商品設計におけるガバナンスのあり方

4. ファンドの併合・償還に関するガバナンスのあり方

5. 投資法人制度活用のは非

---

米国や欧州を中心とした海外におけるファンドガバナンスのあり方を参考としながら、日本独自のファンドガバナンスのルールを策定

---

## ご参考：IOSCOによる「投資ファンドのガバナンスに関する調査報告書」

1. 投資ファンドの意思決定プロセスが資産運用会社や関連会社との利益相反に影響されないよう、独立した監視機関を設立すべきである。
2. 独立した監視機関の構造や実務的な職能は、資産運用会社等による不当な影響力の外に置かれるべきである。
3. 独立した監視機関の責任と資産運用会社の責任を混同されないようにすべきである。
4. 独立した監視機関は、監督の役割を果たすために必要な情報を入手する権限を持つべきである。
5. 独立した監視機関へ自らその職務を果たせるだけの必要な手段を与えるべきである。
6. 独立した監視機関へ資産運用会社の法的及び事務的な活動を合理的に監視できる権利を与えるべきである。
7. 独立した監視機関は、資産運用会社それ自体及び資産運用会社の活動の両方を監視する機能を持つべきである。
8. 独立した監視機関は、投資家の資産や投資ファンドの利益が侵食や没収されることのないよう適切な態勢が確立されていることを確かめる機能を持つべきである。
9. 独立した監視機関は、規制当局や投資家へ報告する義務を負うべきである。

## ご参考：ALFI・ルクセンブルク籍ファンドに関する行動規範

1. ボードは、ガバナンスの水準を常に高く保つべきである。
2. ボードは、責任を果たすために十分な高い専門性と適切な経験を持つメンバーで構成されるべきである。
3. ボードは公正かつ独立の立場から、受益者の利益を最大化するために行動するべきである。
4. ボードは、業務遂行にあたって善良なる管理者としての注意義務を果たすべきである。
5. ボードは、関連する法規制ならびに約款で定められた事項を遵守すべきである。
6. ボードは、投資家に対する適切な情報開示、受益者間の公平性の確保、受益者の権利の確保が適切になされていることを確認するべきである。
7. ボードは、効果的なリスク管理態勢および適切なコンプライアンス態勢の整備を確認するべきである。
8. ボードは、利害相反および潜在的な利益相反を識別し、これを公正かつ効果的に管理するために最善を尽くすとともに、適切な情報開示がされていることを確認するべきである。
9. ボードは、その構成員の報酬が合理的かつ公正なものであること、また関連する情報開示が適切になされていることを確認するべきである。